

イオンモール長久手 催事場使用に伴う確認書

1. 取り決めの基本

(1) 催事場の使用許可については、イオンモール長久手(以下AM長久手)が審査・検討を行った上で可否を決定いたします。またその際に下記の書類提出が必須となりますので、ご確認ください。

- ① イオンモール長久手催事場使用許可申請書(催事の場所・日時・内容・スケジュール等を記載する書面です)
- ② イオンモール長久手催事場使用に伴う確認書(本書面)
- ③ 電気使用計画書(電源使用の場合)
- ④ 食品を取扱う催事前確認書(食品を取扱う場合)

※場合によってはAM長久手指示により上記以外の書類の提出を求める場合がございます。

- (2) 使用者は上記①～③の内容に従い、誠実に本業務を行うものとします。
(3) 双方、本業務項目に変更があった場合、速やかにAM長久手に連絡し確認することとします。



2. 入退館、搬入出に関して

(1) 入退館の際は実施の3日前までに右QRコード読み込み入店作業届を申請してください。

ID:aeonmall1157 PASS:LGZzEUNkIW5K2

なお什器の搬入の大きな作業に関しては営業時間前に行ってください。

21:00に搬入口が閉まるため、大きな什器の搬出はお客様の安全に留意し、21:00までに行ってください。

閉店後23:00～翌日7:00までの作業は、夜間警備費が必要です。※《金額》最低7時間補償20,500円(税別)

- (2) 入退館は必ず従業員専用出入口、搬入出は指定荷受場より行い、警備受付にて手続きして頂きます。
(3) 搬入出時間は営業時間外とします。やむを得ず営業時間中に搬入出の作業をする際は、実施3日前までにAM長久手への申請許可が必要です。なお、作業の際には下記事項を順守した上で、AM長久手の指示に従い作業を行ってください。

- ① お客様の安全を最優先とすること
- ② 催事場内での準備・撤去作業の際には、お客様が立ち入らないよう、パーテーションで囲いをすること
- ③ 高さ1,200mm以上の安定しない什器の移動をする際には、必ず警備員の立会いが必要(立会い料金は上記2.(1)を参照)
- ④ 高さ1,200mm以下の什器・備品、テーブル・イスの移動をする際には、必ず2人以上で前後の安全性を確認し、行うこと

- (4) 搬入出ルート、駐車場は指定の場所になります。お客様駐車場の使用は厳禁です。
(5) 搬入出の際は、館内を損傷しないよう十分に注意してください。万が一、資産の損傷や貸出物品の盗難、破損が生じた場合、これらにかかる修繕・立替費用は使用者に全てご負担いただきます。

3. 催事場の使用に関して

- (1) 常設のテーブル・イスはお客様専用です。イベント用の使用はご遠慮ください。また設営上不要の際は格納場所はAM長久手の指示に従ってください。
(2) 催事場に許可なく特殊設備を施さないでください。また床・壁に傷が付く恐れのある場合は必ず養生をしてください。
(3) 持込機器にて電源を使用する際は、事前にAM長久手までお問合せください。
(4) 施設内で発生したゴミは必ずお持ち帰りください。
(5) 開店から3分間は全館一斉挨拶の時間です。開店音楽が流れる3分間は、作業をやめて挨拶をしてください。
(6) 催事においては、来店されるお客様に対して過度の押し売りやしつこい声掛けなど迷惑行為は禁止です。
(7) お客様通路およびエスカレーターの使用はお客様最優先を原則としてください。
(8) トイレ・喫煙所は後方の従業員専用をご利用ください。お客様専用トイレ・喫煙所の使用は禁止です。飲食する場合は3階後方の従業員休憩室、または館内飲食店をご利用ください(催事場での飲食は禁止です)。また、別途控室を希望される場合は、実施3日前までにご相談ください。別途費用が発生します。
(9) 火気・危険物の使用は禁止です。また湯気・蒸気・煙・臭いのでる調理器具等の使用も厳禁です。食品を取り扱う場合は、ご契約前にAM長久手担当者へ相談し、管轄の保健所へ届出し許可を得た上で写しをご提出ください。
(10) 生体・ヘリウムガスの使用は禁止です。
(11) 館内施設利用終了後は、必ず原状回復を行い、AM長久手・使用者双方の確認を取った上でご退館ください。

4. その他

- (1) 入館後、退館するまでは必ず、入店証を着用してください。
(2) 館内に立ち入らない催事につきましても、敷地内で実施する場合は、入店作業届の申請と警備受付を行ってください。

5. 契約・使用料金に関して

AM長久手が催事実施可と判断後、「店頭一時使用賃貸借契約書」を締結していただきます。
催事場の使用料金については、AM長久手の指定する方法にて前払いでお支払いいただきます。

以上、1から5までの項目につきまして、必ず遵守した上で催事を行うことをここに誓約いたします。もし、上記項目に違反した場合は催事の取り消しまたは即時中止の上、退店を要求された場合はその指示に従うものとします。その際の使用料の返還等も一切請求いたしません。

年 月 日

会社名

責任者名

